

三次市ホームページ・バナー広告ガイドライン

(趣旨)

第1条 三次市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、三次市広告掲載要綱（平成19年三次市告示第6号）及び三次市公告掲載基準（平成19年2月7日施行）に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 バナー広告とは、市公式ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページに移動することができるものをいう。

(禁止画像)

第3条 次の画像を含むバナー広告は禁止する。

- (1) 著作権を侵害するもの
- (2) 肖像権を侵害するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) その他ホームページに掲載する画像として、適当でないと市長が認めるもの

(禁止表現)

第4条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザに誤解を与えるおそれがあるため禁止する。

- (1) マウスポインタに類似した画像を含むもの
- (2) 警告、警報などを連想させるもの
- (3) 「開く」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などの画像又はそれらを連想させる画像を含むもの
- (4) 「チェックボックス」「ラジオボタン」などの画像又はそれらを連想させる画像を含むもの
- (5) テキストボックス（文字を入力するための領域のように見えるもの）又はそれを連想させるもの
- (6) プルダウンメニュー（選択項目の一覧が引き出されたように垂れ下がってくるように見えるもの）又はそれを連想させる画像を含むもの

(G I Fアニメーション)

第5条 G I Fアニメーションを用いる表現は禁止する。

(プログラム等)

第6条 リンク以外のスクリプト、アプレット等のプログラムやF l a s hを用いる表現は禁止する。

(三次市ホームページとの区別)

第7条 次の表現は、ユーザが三次市ホームページのコンテンツの一部かのように混同するおそれがあるため禁止する。

(1) 三次市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの

(2) ユーザが三次市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第8条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第9条 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成19年12月7日から施行する。